

流山市地域防災計画 震災編

(平成19年度修正)

(案)

流山市防災会議

第 1 章 総 則	1-1
第 1 節 計画の目的・構成	1-1
1 計画の目的	1-1
2 計画の構成	1-1
第 2 節 計画の基本方針	1-3
第 1 計画の方針	1-3
1 災害予防対策	1-3
2 災害応急対策	1-3
3 災害復旧対策	1-4
第 2 計画の修正	1-4
第 3 他の計画との関係	1-4
1 千葉県地域防災計画との関係	1-4
2 流山市総合計画との関係	1-5
3 流山市消防計画との関係	1-5
第 4 計画の周知	1-5
第 3 節 市防災会議	1-6
第 1 市防災会議の職務	1-6
第 2 市防災会議の組織	1-6
第 4 節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1-7
第 1 市	1-7
第 2 県	1-8
第 3 指定地方行政機関	1-9
第 4 自衛隊	1-12
第 5 指定公共機関	1-13
第 6 指定地方公共機関	1-14
第 7 公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者	1-16
第 8 市民及び事業所等	1-17
第 5 節 流山市（千葉県）の自然と災害	1-18
第 1 地勢	1-18
1 位置	1-18
2 地形	1-18

3 河川	1-20
第2 地質	1-22
第3 気象	1-24
第4 社会環境	1-24
1 人口及び世帯	1-24
2 交通体系	1-25
3 産業	1-25
4 土地利用	1-26
5 市街地の形成	1-26
第5 過去の災害	1-28
1 過去の地震災害	1-28
2 近年の地震	1-28
第6節 想定地震と被害想定	1-30
第1 想定地震	1-31
第2 被害の特徴	1-32
1 震度	1-33
2 液状化の状況	1-34
3 崖・斜面の被害	1-35
4 建築物の被害	1-36
5 ライフラインの被害	1-36
6 交通施設の被害	1-37
7 火災	1-40
8 人的被害	1-40
9 被害の概要	1-41
第7節 減災目標の設定	1-42

第 2 章 災害予防計画	2-1
第 1 節 訓練及び防災知識の普及計画	2-1
第 1 防災広報の充実	2-1
1 広報すべき内容	2-1
2 実施方法	2-2
第 2 職員の防災意識の高揚	2-3
第 3 自主防災組織の整備	2-4
1 自主防災組織の育成	2-4
2 協力体制の整備及び活動支援	2-5
第 4 事業所等の防災組織の整備	2-6
1 防火管理体制の強化	2-6
2 予防立入検査による是正指導	2-6
3 防災技術教育	2-7
4 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織	2-7
5 企業防災の促進	2-7
第 5 ボランティアの活動環境の整備	2-8
1 防災ボランティアの活動分野	2-8
2 ボランティアの育成と活動環境の整備	2-8
第 6 役割分担	2-9
1 市及び防災関係機関	2-9
2 市職員	2-10
3 住民	2-10
4 事業所	2-10
第 7 防災訓練の充実	2-11
1 市の訓練	2-11
2 防災関係機関、事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	2-12
第 2 節 地盤災害予防計画	2-14
第 1 土砂災害の防止	2-14
1 危険箇所の調査把握	2-14
2 警戒避難体制の整備	2-16
3 防災知識の普及・啓発	2-17
第 2 液状化防止対策	2-17

1	地盤の液状化対策工法	2-18
2	公共土木構造物の液状化対策の推進	2-19
3	建築物の液状化被害予防対策の推進	2-20
第3	造成地の災害予防対策	2-20
1	造成宅地等の安全性の確保	2-20
2	人工崖面の安全措置	2-20
3	軟弱地盤の改良	2-21
第4	地盤沈下の防止	2-21
1	地下水の採取規制	2-21
第5	土地利用の適正化	2-21
1	防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保	2-21
2	土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用	2-22
第3節	都市防災計画	2-23
第1	地震火災の防止	2-23
1	出火の防止	2-23
2	初期消火体制の確立	2-26
3	消防力の強化	2-26
第2	建築物不燃化の促進	2-29
第3	防災空間の整備拡大	2-31
1	延焼遮断帯の整備	2-31
2	オープンスペースの整備	2-32
第4	市街地の整備	2-33
第5	建築物等の耐震対策	2-33
1	既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進	2-34
2	落下物対策の推進	2-35
3	ブロック塀（石塀、万年塀等を含む。）の倒壊防止対策	2-36
4	建築防災体制の整備と安全対策の啓発	2-37
第6	ライフライン等の耐震対策	2-37
1	水道施設	2-38
2	下水道施設	2-39
3	電力施設	2-39
4	電話施設	2-40
5	ガス施設	2-41
第7	道路及び交通施設の安全化	2-42

1	道路施設の整備	2-42
2	橋梁の整備	2-43
3	鉄道施設の耐震化の推進	2-43
第8	河川の整備	2-43
1	河川等の耐震化の推進	2-44
2	応急復旧体制の整備	2-44
第9	高圧ガス施設及び危険物施設の安全化	2-44
1	危険物等に対する地震対策の確立	2-44
2	消防法に定める危険物施設の予防対策	2-46
3	高圧ガス施設の予防対策	2-47
4	液化石油ガス施設の安全対策	2-48
5	毒・劇物保有施設等の予防対策	2-49
6	少量危険物施設の予防対策	2-50
7	火薬類の予防対策	2-50
第4節	防災施設・体制等の整備計画	2-51
第1款	通信基盤の整備	2-51
第1	情報収集・伝達体制の整備	2-51
第2	災害通信施設の整備	2-52
1	無線施設の現況	2-52
2	有線の整備	2-53
3	情報通信設備の整備	2-53
第3	県の災害通信施設	2-54
1	県防災行政無線	2-54
2	千葉県防災情報システム	2-57
3	千葉県震度情報ネットワークシステム	2-60
第4	警察における災害通信網の整備	2-61
第4	警察における災害通信網の整備	2-62
1	警察有線電話通信網	2-62
2	警察無線電話（超短波）通信網	2-62
第5	東日本電信電話(株)東葛営業支店における災害通信施設等の整備	2-62
第6	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備	2-62
第7	KDDI(株)における災害通信施設等の整備	2-63
第8	非常通信体制の整備	2-63
1	非常通信訓練の実施	2-63

2	非常通信の普及、啓発	2-63
第9	アマチュア無線の活用	2-63
第10	その他通信網の整備	2-63
1	TV、パソコン等のその他の通信	2-64
第2款	防災施設の整備	2-65
第1	防災拠点等の整備	2-65
第2	防災用備蓄の推進	2-65
1	飲料水の確保	2-65
2	食糧・生活必需品の確保	2-67
3	住民等への備蓄の啓発	2-70
4	防災用資機材等の備蓄	2-70
5	医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達体制の整備	2-70
第3	水防用資機材の点検・整備	2-71
第4	河川への消火用水確保施設の整備	2-71
第5	避難施設の整備	2-71
1	避難計画の方針	2-72
2	避難場所及び避難所等の確保	2-72
3	避難誘導體制の整備	2-74
4	ヘリコプターの緊急離着陸場の確保	2-74
第3款	応援協力体制の整備	2-75
第1	市町村間の相互応援	2-75
1	協定の締結	2-75
2	応援要請体制の整備	2-75
3	応援受入体制の整備	2-75
第2	国、県の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん	2-76
第3	公共的団体との協力体制の確立	2-76
第4	他市町村の災害時における応援活動のための体制整備	2-76
第5節	災害医療体制の整備	2-77
第1	救急・救助体制の整備	2-77
1	救急・救助体制の整備	2-77
2	住民の自主救護能力の向上等の推進	2-77
第2	初期医療体制の整備	2-78
1	医療救護班の編成	2-78
2	応急救護所の設置	2-78

3	トリアージ実施体制の整備	2-78
第3	後方医療体制の整備	2-78
1	後方支援体制の整備	2-79
2	応援医療体制の整備	2-79
3	拠点となる病院の機能強化の要請	2-79
4	負傷者の搬送体制の整備	2-79
第6節	災害時要援護者の安全確保対策	2-80
第1	災害時要援護者に配慮した社会環境の整備	2-80
1	バリアフリー化の促進	2-80
2	行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備	2-80
第2	在宅災害時要援護者に対する対応	2-81
1	在宅災害時要援護者の状況把握	2-81
2	情報の伝達及び緊急通報システム等の整備	2-82
3	相互協力体制の整備	2-82
4	防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施	2-82
5	福祉に配慮した避難所（福祉避難所）の確保	2-82
6	避難計画の作成	2-83
第3	災害時要援護者関連施設等における防災対策	2-84
1	防災組織体制の整備	2-84
2	緊急応援連絡体制の整備	2-85
3	防災資機材の整備	2-85
4	防災教育、防災訓練の実施	2-85
第4	外国人に対する対策	2-85
1	外国人の所在の把握	2-86
2	防災知識の普及・啓発	2-86
3	語学ボランティアの確保	2-86
第7節	ごみ及びし尿処理体制の整備計画	2-87
第1	ごみ処理体制の整備	2-87
1	ごみの一時集積場の検討	2-87
2	収集・運搬・管理体制の確立	2-87
3	処理方法の検討	2-87
第2	し尿処理体制の整備	2-88
1	災害用簡易トイレ等の備蓄	2-88

2	災害用簡易トイレの調達方法及び受入ヤード等の検討	2-88
3	仮設トイレの設置体制の確立	2-88
4	収集・搬送・管理体制の確立	2-88
5	処理方法の検討	2-88
第8節	緊急輸送体制の整備計画	2-89
第1	陸上輸送の環境整備	2-89
1	緊急輸送路の選定	2-89
2	集積場所・輸送拠点	2-89
3	緊急輸送車両の確保	2-89
第2	航空輸送の環境整備	2-90
1	市ヘリポートの整備	2-90
2	臨時ヘリポートの指定	2-91
3	空輸物資の集積場所・輸送拠点	2-91
4	民間との協定締結の推進	2-92
第9節	調査研究計画	2-93
1	基礎的調査研究	2-93
2	ハザードマップの作成・配布	2-93
3	地震被害想定の実施	2-93
4	震災対策に関する調査研究	2-94

第 3 章 災害応急対策計画	3-1
第 1 節 災害応急活動体制	3-1
第 1 活動体制	3-1
1 注意配備	3-1
2 警戒配備	3-1
第 2 指定行政機関等の活動体制	3-2
第 3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携	3-2
1 市災害対策本部の設置基準	3-3
2 市災害対策本部の組織構成及び機能	3-3
3 設置の決定	3-10
4 市災害対策本部の設置	3-11
5 市災害対策本部の運営	3-11
6 動員配備計画	3-12
7 本部及び本部職員の腕章等	3-18
8 県及び国の対策本部との連携	3-19
第 4 災害救助法の適用手続等	3-20
1 災害救助法の適用基準	3-20
2 滅失世帯の算定基準	3-21
3 災害救助法の適用手続き	3-22
4 災害救助法による救助の内容等	3-23
5 救助業務の実施者	3-23
第 2 節 情報の収集・伝達計画	3-25
第 1 地震情報の収集・伝達	3-25
1 地震情報の収集	3-25
2 地震情報の伝達	3-26
3 異常現象発見者の通報義務	3-27
第 2 通信計画	3-28
1 情報収集・伝達体系	3-28
2 災害情報の収集・伝達に使用する通信施設	3-29
第 3 被害情報等収集報告取扱	3-38
1 初動期の情報収集内容	3-38
2 初動期の情報収集体制	3-39
3 初動期の防災関係機関との連携	3-40

4	初動期の速報性	3-41
5	初動期の被災者・世帯の確認	3-41
6	被害報告等に係る責任者	3-41
7	報告の実施	3-41
8	被害の認定基準	3-43
9	被害報告等の伝達経路	3-44
第4	災害広報計画	3-44
1	実施機関	3-44
2	広報活動	3-44
3	広報内容	3-47
4	広聴活動	3-48
第3節	消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画	3-50
第1	消防活動	3-50
1	組織	3-50
2	情報通信	3-50
3	消防機関による火災防禦活動	3-51
4	消防団の活動	3-53
5	自主防災組織等による消火活動	3-54
6	応援要請	3-54
第2	救急・救助	3-54
1	救出の対象者及び活動期間	3-55
2	救急・救助隊の出動	3-55
3	救急・救助活動の原則	3-55
4	情報収集、伝達	3-56
5	救急・救助の現場活動	3-56
6	応援派遣要請	3-57
7	警察署のとり措置	3-57
8	自主防災組織等による救急・救助活動	3-57
9	応援隊の派遣	3-58
第3	水防活動	3-58
第4	危険物等の応急対策	3-59
1	地震発生時の初動	3-59
2	危険物流出対策	3-59
3	石油類危険物施設の安全確保	3-60

4	高圧ガス及び火薬類取扱施設等の安全確保	3-60
5	毒・劇物取扱施設の安全確保	3-61
第4節	警備・交通計画	3-62
第1	災害警備計画	3-62
1	警備体制	3-62
2	災害発生時の警備活動	3-63
3	社会秩序の維持及び社会的混乱の防止	3-63
第2	交通対策計画	3-64
1	緊急輸送道路の確保	3-65
2	道路管理者の交通規制措置	3-66
3	警察の交通規制措置	3-67
4	緊急通行車両の確認等	3-68
5	交通情報の収集及び提供	3-69
6	運転者のとるべき措置	3-69
第5節	避難計画	3-71
第1	避難方法	3-71
第2	実施機関	3-72
1	避難の勧告又は指示	3-72
2	避難所の設置	3-73
第3	避難準備情報及び避難勧告・指示等	3-73
1	避難準備情報及び避難勧告・指示	3-73
第4	警戒区域の設定	3-76
1	警戒区域の設定	3-76
2	警戒区域設定の周知	3-77
第5	避難誘導の方法	3-77
1	警戒区域の場合	3-77
2	その他地域の場合	3-77
3	学校、事業所等の場合	3-78
4	交通機関等の場合	3-78
5	避難誘導の方法	3-78
6	住民の避難対応	3-79
7	来訪者・入所者等の避難	3-79
第6	避難所・避難場所の安全確保	3-80

1	消防署の任務	3-80
2	警察署の任務	3-80
第7	避難所の開設	3-80
1	避難所収容の対象者	3-80
2	避難所の開設	3-81
3	福祉避難所	3-81
4	臨時の避難所	3-81
5	避難所開設の公示及び報告	3-81
6	避難所の開設期間	3-82
7	登録窓口の設置	3-82
8	災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等	3-82
第8	避難所の運営	3-82
1	管理運営体制	3-83
2	運営業務	3-83
3	避難所運営組織の設置	3-83
4	避難所の生活環境保護	3-84
5	管理運営上留意すべき事項	3-85
第6節	医療救護・防疫等活動計画	3-88
第1	医療救護活動	3-88
1	情報の収集・提供	3-88
2	医療救護活動	3-88
3	傷病者の搬送	3-91
4	医療ボランティアの活用	3-92
5	助産活動	3-93
第2	防疫活動	3-94
1	実施主体	3-94
2	防疫体制の確立	3-94
3	応急防疫活動の実施	3-95
4	記録の整備及び状況等の報告	3-96
5	食品衛生監視	3-96
6	飲料水の安全確保対策	3-97
第3	保健活動	3-97
1	健康管理	3-97
2	精神保健、カウンセリング	3-98

第4	行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画	3-99
1	行方不明者の捜索	3-99
2	死体の捜索処理等	3-100
第5	動物対策	3-103
1	動物の保護・救助等	3-103
2	危険動物への対応	3-104
3	死亡獣畜の処理	3-104
第7節	救援計画	3-105
第1	応急給水	3-105
1	実施機関	3-105
2	応急給水計画の作成	3-105
3	応急給水資機材の調達	3-106
4	応急給水活動の実施	3-106
5	取水（水源）	3-107
6	水質検査の実施	3-107
7	給水施設の復旧対策	3-107
8	生活用水の確保及び供給	3-107
第2	食糧の配布	3-108
1	実施機関	3-108
2	食糧供給の対象者	3-108
3	食糧の調達	3-108
4	食糧の供給	3-111
5	食糧集積地の指定及び管理	3-111
第3	生活必需品等の配布	3-112
1	実施機関	3-112
2	衣料・生活必需品の供給の対象者	3-112
3	衣料・生活必需品の供給	3-112
4	県、近隣市町への協力要請	3-114
5	物資の保管場所	3-114
第4	緊急輸送	3-114
1	輸送車両等の確保	3-114
2	緊急輸送の実施	3-116
第5	労働力の確保	3-117
1	雇用の内容	3-117

2	職業安定所への求人	3-118
第6	災害救助法に基づく従事者の雇用	3-118
1	雇用の基準	3-118
2	雇用の対象業務	3-118
3	雇用の期間	3-119
4	雇用のあっせんの要請	3-119
5	雇用状況報告等	3-119
第8節	広域応援・自衛隊派遣要請計画	3-120
第1款	広域応援要請計画	3-120
第1	市町村相互の応援	3-120
1	他市町村への応援要請	3-120
2	他市町村への応援・派遣	3-121
第2	県及び国に対する応援要請	3-121
1	県への応援要請又は職員派遣のあっせん	3-122
2	国に対する応援要請	3-122
第3	消防機関相互の応援	3-122
1	広域応援体制	3-123
2	緊急消防援助隊	3-123
3	近隣市町との消防相互応援協定	3-123
4	ヘリコプターの派遣要請	3-124
5	応援要請の手続・方法	3-124
6	応援隊との連携	3-124
第4	水道事業体等の相互応援	3-125
第5	資料の提供及び交換	3-125
第6	応援受入体制の確保と経費の負担	3-125
1	地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費	3-125
2	消防機関の応援受け入れ時の体制と経費	3-125
第7	民間団体等との協定等の締結	3-126
1	協力要請の手続き・方法	3-126
第2款	自衛隊派遣要請計画	3-127
第1	災害派遣要請	3-127
第2	災害派遣要請の範囲	3-127
第3	災害派遣要請の手続き	3-128
1	災害派遣要請の手続き	3-129

2	災害派遣の要請先	3-129
第4	自主出動	3-129
第5	自衛隊との連絡	3-130
第6	災害派遣部隊の受入体制	3-130
1	受入体制	3-130
2	作業計画及び資機材等の準備	3-131
3	派遣部隊の使用施設	3-131
4	ヘリコプターの発着場	3-131
第7	災害派遣部隊の撤収要請	3-132
第8	経費負担区分	3-132
第9節	生活関連施設等の応急復旧計画	3-133
第1	ライフライン施設等の応急対策	3-133
1	情報収集・伝達手段の整備	3-134
2	電力施設の応急復旧	3-135
3	電話施設の応急復旧	3-135
4	ガス施設の応急復旧	3-136
5	水道施設の応急復旧	3-137
6	下水道施設の応急復旧	3-138
第2	道路・橋梁	3-139
1	応急対策実施体制の確立	3-139
2	道路の応急復旧	3-139
第3	交通施設	3-140
1	鉄道施設の応急対策	3-140
2	バス輸送機関の応急対策	3-142
第4	その他公共施設	3-143
第10節	応急教育計画	3-144
第1	児童・生徒の安全確保	3-144
1	情報等の収集・伝達	3-144
2	児童・生徒の避難等	3-144
第2	応急教育の実施	3-146
1	教育施設の確保	3-146
2	教職員の確保	3-147
3	避難所との共存	3-147

第3 教材・学用品の調達及び配給方法	3-148
1 実施機関	3-148
2 対象者	3-148
3 支給品目	3-148
4 支給方法	3-149
第4 給食措置	3-149
1 応急措置	3-149
2 応急復旧措置	3-149
第5 文化財の保護	3-149
1 災害発生時の措置（通報）	3-149
2 被害状況の調査	3-150
第11節 障害物の除去・清掃計画	3-150
第1 障害物の除去	3-150
1 障害物除去の実施者	3-150
2 作業体制の確保	3-151
3 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	3-151
4 建築・道路・河川障害物の除去	3-152
5 障害物の集積場所	3-152
第2 廃棄物処理	3-153
1 廃棄物処理の実施者	3-153
2 ごみ排出量の推定	3-153
3 作業体制の確保	3-153
4 ごみ処理の実施	3-153
第3 し尿処理	3-154
1 し尿処理排出量の推定	3-154
2 作業体制の確保	3-155
3 し尿処理の実施	3-155
第12節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画	3-157
第1 応急仮設住宅の建設	3-157
1 実施機関	3-157
2 期間	3-157
3 建設方法	3-157
4 応急仮設住宅の入居者及び管理運営	3-159

第2	公的住宅等の提供	3-160
第3	建物の応急対策	3-160
1	被災建築物の応急危険度判定	3-160
2	被災宅地危険度判定	3-161
3	住宅の応急修理計画	3-162
第4	建設資材の確保	3-163
第13節	ボランティア協力計画	3-164
第1	公的団体活用計画	3-164
1	奉仕団	3-164
2	奉仕作業	3-164
第2	ボランティアの活動分野	3-165
1	ボランティアの分類	3-165
2	ボランティアの活動分野	3-166
第3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	3-166
第4	ボランティア参加の呼びかけ	3-167
第5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	3-167
1	ボランティアの登録	3-167
2	ボランティアの派遣調整	3-167
第6	ボランティアの受入窓口	3-167
1	一般ボランティアの受入れ	3-168
2	専門（技術）ボランティアの受入れ	3-169
第7	連携体制及び受入体制の確保	3-170
1	ボランティア本部との連携	3-170
2	ボランティアニーズの把握	3-171
3	各種ボランティア団体との連携	3-171
4	食事、宿泊場所の提供	3-171
5	活動拠点の提供	3-171
6	ボランティアに対する活動費用の負担	3-171
7	ボランティア保険の加入促進	3-171
第14節	災害時要援護者等の安全確保対策	3-172
第1	災害時要援護者関連施設入所者等の安全確保対策	3-172
1	救助及び避難誘導	3-172
2	搬送及び受入先の確保	3-172

3	介護職員等の確保	3-172
4	巡回相談の実施	3-173
5	食糧、飲料水及び生活必需品等の調達	3-173
6	ライフライン優先復旧	3-173
第2	在宅災害時要援護者の安全対策	3-173
1	安否確認、救助	3-173
2	搬送体制の確保	3-173
3	福祉避難所の確保	3-173
4	要援護者の状況調査及び情報の提供	3-174
5	食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の災害時要援護者への配慮	3-174
6	保健・医療・福祉巡回サービス	3-174
7	保健・福祉相談窓口の開設	3-174
第3	外国人の安全確保	3-174
1	外国人の避難誘導	3-174
2	安否確認、救助	3-174
3	情報の提供	3-175
4	外国人相談窓口の開設	3-175
5	語学ボランティアの活用	3-175
第15節	帰宅困難者対策	3-176
第1	帰宅困難者	3-176
第2	想定される事態	3-176
1	社会的な混乱の発生	3-176
2	帰宅行動に伴う混乱	3-176
3	安否確認の集中	3-176
4	水、食糧、毛布等の需要の増大	3-177
第3	帰宅困難者対策の実施	3-177
1	中央防災会議「首都直下地震対策大綱」の基づく対応	3-177
2	本市における対応	3-178
第4	防災関係機関等の役割	3-178

第 4 章 災害復旧計画	4-1
第 1 節 民生安定のための緊急措置計画	4-1
第 1 被災者の生活確保	4-1
1 相談窓口の設置	4-1
2 租税及び公共料金等の特例措置	4-2
3 雇用対策	4-5
4 り災証明書の発行	4-6
第 2 住宅の建設等	4-7
1 住宅建設及び復旧計画の検討	4-7
2 公営住宅の建設・復旧	4-8
3 (独)住宅金融支援機構の利用	4-9
第 3 災害援護資金の貸付	4-9
第 4 生活福祉資金の貸付	4-10
第 5 中小企業への融資	4-12
1 適用の基準	4-12
2 融資	4-12
3 利子補給	4-12
第 6 農林漁業者への融資	4-12
第 7 義援金品の配布	4-13
1 義援金(品)の受入れ	4-13
2 義援金(品)の保管	4-14
3 義援金(品)の配分	4-14
第 8 被災者生活再建支援金の支給	4-14
1 支給対象世帯	4-14
2 支給限度額	4-15
第 9 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	4-16
1 対象となる被害	4-16
2 支給対象者及び額	4-16
第 10 災害見舞金の支給	4-17
1 対象となる被害	4-17
2 支給対象者	4-17
3 見舞金額	4-17
第 2 節 生活関連施設等の復旧計画	4-18

第 1 災害復旧・復興の基本方向の決定	4-18
第 2 災害復旧計画の作成	4-18
1 災害の再発防止	4-18
2 災害復旧事業期間の短縮	4-18
第 3 災害復旧事業に伴う財政援助	4-19
第 4 災害復旧事業の実施	4-20
第 3 節 激甚災害の指定に関する計画	4-21
第 1 激甚災害に関する調査	4-21
第 2 特別財政援助額の交付手続き等	4-21
1 激甚災害指定の基準	4-21
2 激甚災害指定の決定	4-21
3 特別財政援助の交付手続き	4-22
4 財政援助対象事業等	4-22